

(別紙)

- (1) 事業計画の変更に伴い、新たに設置することとなるバース等の海上工作物について、詳細な設置位置や構造、施工方法などが環境影響評価方法書では明らかにされていないことから、環境影響評価準備書においては、これらについて可能な限り具体的な内容を記述するよう求めるべきである。
- (2) バース等の海上工作物の設置位置や構造等は、海域の動植物への影響も考慮して決定するとともに、必要に応じて環境影響評価項目の再検討を行い、調査、予測及び評価を行うよう求めるべきである。